

申請者:山藤 竜太郎

論文題目 近代中国の日英企業と中国人商人  
—1842年の南京条約締結後における買弁に注目して—

審査員 沼上 幹  
米倉 誠一郎  
島本 実

本論文は主として中国人の買弁(外国企業の被雇用者でありながら独立商人としての側面も持つ商人)に対する日本企業とイギリス企業の対応の相違に注目して行なわれた歴史研究の成果である。当初、中国との貿易を行っていた企業は基本的には中国人買弁を用いていた。中国国内におけるネットワークと信用力の両面で買弁が優れていたからである。しかし同時に、買弁は自己勘定と他人勘定を同時に保有するが故に、横領等の事件も多発していた。このような正負両面をもつ中国人買弁に対して、イギリス企業(ジャーディン・マizon会社とデヴィッド・サッスン商会)は事件が起こるたびに裁判を繰り返して学習を重ね、最終的には中国人買弁の機会主義的行動を契約書の洗練によって解決していった。これに対して日本企業(三井物産)は一方では社内の中堅社員の人材開発を通じて、また他方では現地中国人との現金による直接取引を行なうことで買弁を使用しない商売の方法へ移行していった。このようなイギリス企業と日本企業の買弁に対する対応の相違が実際にいかなるものであったのかという実態を歴史的な資料を駆使して詳細に把握し、その実態が何故に生じたのかを思考することが本論文の基本的なテーマである。

この論文の特に優れている点として次の2つを指摘したい。まず第1に、英国企業の経営資料のみならず、当時の外交資料や新聞なども駆使して、19世紀の中国においてイギリス企業と買弁の間で起こった事件の内容と、その紛争の実態、解決策などを克明に明らかにしていることである。この作業の結果として、イギリス企業があくまでも買弁を使い続け、買弁の機会主義的行動を契約書によって制御しようとしてきたことが歴史学者固有の方法を巧みに用いて示されている。第2に、日本企業が買弁を廃止できた理由として、先行研究では研修生制度の導入が指摘されてきたが、本研究の丹念な検証を通じて、そこで育成された研修生では買弁を廃止するには不十分であったこと、またそれ故に研修生以外の中堅社員の能力に注目する必要があることを明らかにしている点も優れた指摘であると思われる。インドにおけるイギリス企業の行動特性や日本企業と政府の関係、中国人買弁が買弁であり続けようとした動機づけなど、第4章で展開される議論に若干の完成度不足を感じさせる部分もあるが、これらの問題点は上記2つの貢献を大いに損なうものではない。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。